

報告 2

○白井市国民健康保険税条例（昭和 3 2 年条例第 7 号）新旧対照表

改 正 案	現 行
(略)	(略)
(課税額)	(課税額)
第 2 条 (略)	第 2 条 (略)
2 (略)	2 (略)
3 第 1 項第 2 号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第 2 項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が <u>2 4 万円</u> を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、 <u>2 4 万円</u> とする。	3 第 1 項第 2 号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第 2 項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が <u>2 2 万円</u> を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、 <u>2 2 万円</u> とする。
4 (略)	4 (略)
(略)	(略)
(国民健康保険税の減額)	(国民健康保険税の減額)
第 2 1 条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第 2 条第 2 項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が 6 5 万円を超える場合には、6 5 万円）、同条第 3 項本文の後期高齢者支援金等課税額からウに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が <u>2 4 万円</u> を超える場合には、 <u>2 4 万円</u> ）並びに同条第 4 項本文の介護納付金課税額からエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が 1 7 万円を超える場合には、1 7 万円）の合算額とする。	第 2 1 条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第 2 条第 2 項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が 6 5 万円を超える場合には、6 5 万円）、同条第 3 項本文の後期高齢者支援金等課税額からウに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が <u>2 2 万円</u> を超える場合には、 <u>2 2 万円</u> ）並びに同条第 4 項本文の介護納付金課税額からエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が 1 7 万円を超える場合には、1 7 万円）の合算額とする。
(1) (略)	(1) (略)
(2) 法第 7 0 3 条の 5 第 1 項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が 4 3 万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が 2 以上の場合にあっては、4 3 万円に当該給与所得者等の数から 1 を減じた数に 1 0 万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者 1 人につき <u>2 9 万 5 千円</u> を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）	(2) 法第 7 0 3 条の 5 第 1 項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が 4 3 万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が 2 以上の場合にあっては、4 3 万円に当該給与所得者等の数から 1 を減じた数に 1 0 万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者 1 人につき <u>2 9 万円</u> を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）
ア～エ (略)	ア～エ (略)
(3) 法第 7 0 3 条の 5 第 1 項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、4 3 万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が 2 以上の場合にあっては、4 3 万円に当該給与所得者等の数から 1 を減じた数に 1 0 万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者 1 人につき <u>5 4 万 5 千円</u> を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前 2 号に該当するものを除く。）	(3) 法第 7 0 3 条の 5 第 1 項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、4 3 万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が 2 以上の場合にあっては、4 3 万円に当該給与所得者等の数から 1 を減じた数に 1 0 万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者 1 人につき <u>5 3 万 5 千円</u> を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前 2 号に該当するものを除く。）
ア～エ (略)	ア～エ (略)
2・3 (略)	2・3 (略)
(略)	(略)